

## 資料2-5

### その他の課題

項目 14 所有権の移転費用

項目 18 居住者・非居住者間における非生産資源の利用・探査権

項目 27 資産の分類と用語

## 【項目:14】 所有権の移転費用

### 1. 課題の背景

93SNA では、金融資産の所有権の移転費用は経常支出として扱うが、非金融資産の場合は資本支出として扱う(93SNA10.55(非金融資産))。

- (1) 非金融資産に関する所有権移転費用は引き続き資本支出として扱うべきか、あるいは金融資産のように経常支出として扱うべきか検討された。
- (2) 最終費用を含む資産の処分に係わる所有権移転費用の扱いと、所有権移転費用を固定資本の減耗経路で抹消すべき期間も検討された。

### 2. AEG の提言

- (1) 非金融資産に関する所有権移転費用は引き続き固定資本形成として扱う。
- (2) 資産取得に係わる所有権移転費用は、当該資産の生涯寿命についてではなく、当該資産を購入者が保有と思われる期間について償却する。

(注) 現行 93SNA では、耐用年数にわたって償却するとされている。「[10.57]固定資産が最初に生産され、販売されたとき、最初の所有者により負担された所有権の移転費用は、その時点で記録される総固定資本形成の価値の不可欠な一部として含まれる。したがって、それは、その耐用年数にわたって、資産の使用に対して計上する固定資本減耗の一部として徐々に償却する。…」

- (3) 資産処分に係わる所有権移転費用と最終費用(解体費など)も、資産が保有される期間について償却するが、実際に発生した段階で記録する。
- (4) 適切なデータが無いため最終費用に関するこの推奨案に従えない場合には、このような費用は、従来どおり総固定資本形成として記録するが、取得年度における固定資本の消費として償却する。
- (5) 取り付けおよび取り外し費用は、別々に請求される場合には所有権移転費用に、そうでない場合は、資産の購入価格に入れる。

### 3. 現行 JSNA での取り扱い

- (1) 非金融資産に関する「所有権移転費用」を取り出して固定資本減耗を計算することはしておらず、固定資産と一体化して固定資本減耗を計算している。

### 4. 今後の対応について

- (1) 現行推計では、非金融資産の「所有権移転費用」に関する固定資本減耗は、非金融資産と所有権移転費用分を一体化して推計している。これは93SNAでは所有権移転費用の耐用年数を資産本体と同じとしていることから可能な処理であったが、AEG

の提言を経て、2008SNA では、所有者が保有する期間を「所有権移転費用」の償却期間とするよう勧告している。

(2) 「所有権移転費用」の償却期間について

① 資産(財・サービス)の耐用年数ではなく、「購入者が保有しようとする期間」を償却期間とすることは、償却期間が個々の事例ごとに異なるものと考えられる。個々の購入者にとっては「費用の償却」という観点からは歓迎できても、マクロ計数として推計するときの検討が必要となる。

②「購入者の保有期間」は、どのようにすれば把握できるのか、必要な資料があるのか、どのような推計が可能なのか検討が必要。

(以上)

【項目:18】 居住者・非居住者間における非生産資源の利用・探査権 3bR

1. 93SNA での課題

- ①「土地以外は、非生産資源(注1)の利用・探査権に関する居住者と非居住者間での取引は93SNAでは十分に検証されていない。」
- ② 93SNA では「所有者が外国の居住者であり、彼が所有する土地と建物が所在している国に対して、…あたかも、彼が所有権をその国に実際に居住している概念上の制度単位に移転したかのように、取り扱われる。…」(93SNA,14.14)
- ③国境を挟んで所有権の移動がある非生産資産には、土地以外にも水資源や魚業権、電波権などがある。Rev.1 では、「土地の扱いを、水、魚類など、その他の非生産資源にまで拡大すべきか」が検討された。

(注 1) 非生産資産(AN2)は以下の内容を持つ。自然の土地(AN211)、地下資源及びエネルギーの埋蔵(AN212)、非育成生物資源(AN213)、水資源(AN214)、その他の自然資源(AN215)、電波スペクトル(AN2151)、その他(AN2159)、契約、リース、ライセンス(AN22)。

(注 2) 土地以外の「非生産資産」(天然資源)も土地と同様に、居住者・非居住者間の取引が以下のように検討された。

天然資源として次のものが挙げられている。ラジオスペクトラム(携帯電話のライセンス)、土地、天然林(材木)、魚(漁獲割当量)、水(水塊)、鉱床。

これらの「非生産資産」は人工物ではなく、以前からそこに存在し移動できないものを、非居住者が現実に保有する場合、リソースのリースとみなしている。

① (リソースのリース)[2008SNA17.300]「リソースのリースは、無限の可能性を持つ天然資源の法定所有権者が、それを財産所得として記録される定期的な支払の代償として借主に提供するものである。資源は、使用するのは借主であっても、貸主の貸借対照表に記録されつづける。従来の方法では、システムには、天然資源の価値の下落は記録されない。これは取引が固定資産の消費と似ているからである。」

② [17.301]「資源のリースの対象となる資産の古典的なケースは土地であるが、また、一般に、天然資源も同様に処理される。 ……」

③ [17.302]「天然資源の使用を許可する多くの国では、一般に、天然資源を使用する許可証が政府によって発行される。なぜなら、政府が社会のためにリソースの所有権を大々的に主張するからである。しかし、リソースが個人的に所有されている場合でも、同様に処理適用される。」

## 2. AEG の提言

土地に付随するような非生産資源(例えば水や魚類など)の利用・探査権に関して、AEG は、次のように提言している。

- (1) 名目上の居住者単位は、非居住者が以下の場合に創出される。
  - ① 土地の法的所有者である。
  - ② 建物その他の不動産に関するファイナンシャルリースを受けている。
  - ③ 複数年について自然資源を抽出するライセンスを持っている。
  - ④ ある国の電波周波数域を使用するライセンスの保有者は居住者だろうが、隣国の施設により提供される地理的に小さな国の場合を除く。
- (2) 短期的な静的または土地ベースの自然資源を抽出する場合は、名目上の単位は創出されない。この場合、一度限りの抽出に関する料金は資産の売り上げを表すからである。
  - ① 非合法的な抽出は、「非補償的強奪」と記録する。
  - ② 漁船は、操業者が問題の国に拠点を確立している場合に限り居住者となる。それ以外は、どこで漁業をするかに関わらず、漁船の居住地が操業者の居住地である。
  - ③ 原則として、非合法的な漁業は「非補償的強奪」として記録する。

(注) 「土地取引同様の扱い」とは

「非居住者が土地を購入の場合」： 居住者たる名目的な機関が土地所有者となり、非居住者はこの名目的機関から土地購入額に等しい金融資産を取得すると擬制する。

「居住者が海外の土地を購入した場合」： 外国居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、我国居住者は名目的機関に対し「対外直接投資等」を行うと擬制する。

## 3. 現行 JSNA での取り扱い

非居住者による土地取引に関しては、「名目上の居住者単位」が創出される。

「土地については、その土地を購入したものとみなされる名目上の居住者単位が創出されるが、非居住者は当該名目単位の金融資産(エクイティ)を購入するとみなされる。」

## 4. AEGの提言に対する対応について(1)

- (1) 我が国における「名目上の居住者単位」は非居住者単位が以下の場合に創出される。
  - ① 土地の法的所有者である。
    - 従来、推計してきた。○
  - ② 建物その他の不動産に関するファイナンシャルリースを受けている。
    - 非居住者が我が国に持つ分についてのデータはあるのか。△
  - ③ 複数年について自然資源を抽出するライセンスを持っている。
    - 非居住者が我が国に持つ分についてのデータはあるのか。△

(2) 他方、我が国居住者が、非居住国(海外)において非居住者単位として以下の場合に「名目上の居住者単位」が創出される。

④ 土地の法的所有者である。

→ 従来、推計してきた。○

⑤ 建物その他の不動産に関するファイナンシャルリースを受けている。

→ 居住者が海外に持つ分についてのデータはあるのか。△

⑥ 複数年について自然資源を抽出するライセンスを持っている。

→ 居住者が海外に持つ分についてのデータはあるのか。△

#### 《参考 1》

非生産資産とは：(国民経済計算年報平成 20 年版 p.567)

生産資産とは生産活動の成果として生み出され、かつ生産のために使用される有形資産であり、在庫と有形固定資産、無形固定資産からなる。一方、有形非生産資産とは、生産活動の直接の成果物ではない有形資産であり、土地、地下資源、漁場などからなる。

#### 《参考 2》

『1993SNA』より

【10.121】土地は、本体系においては、地面そのものと定義されるが、以下を含み、

(a) 地表を覆っている土壌

(b) 関連地表水

しかし以下を除外する。

(a) 道路、オフィス・ビル、トンネル等の、土地の上またはその中を通して建設された建物やその他の構築物、

(b) ぶどう園、果樹園、または樹木のプランテーションおよび成長中の作物等、

(c) 地下資源、

(d) 非育成生物資源、

(e) 地下の水資源。

とあるにもかかわらず、

【10.125】…プランテーションは、それが存在する土地と一緒に売買され、構築物と土地のそれぞれに別個の評価が下されないことが多い。

【10.126】…ほとんどの場合、地下資源は、その下にそれが存在する土地とは別個に所有されているが、法律上の規定として、地下資源の所有権が土地の所有権と分離不能に結び付けられている場合もあるかもしれない。

とあり、上記の土地取引に利用・探査権を含めているか否かは曖昧。

## 【項目:27】 資産の分類と用語

### 1. 背景

AEG では、非金融資産の分類について何度か議論されてきた。SEEA(環境経済統合勘定)を視野に入れた「自然資源」や「知的財産権」などの項目が大きな論点となっていた。

### 2. AEGの提言

93SNA Rev.1 では、非金融資産の分類の全面的な見直しを行うか、「有形」、「無形」の2つに分類する方法は依然として妥当であるか、といった議論がなされてきた。

変更点に関しては、Rev.1 の個々の課題で検討された結果でもあるが、主要なものは以下のとおり。

- (1) 「土地改良」を生産資産として、非生産資産の「土地」から独立させた。非生産資産として残された部分は「自然の土地」とされた。
- (2) 非生産資産(AN2)を 93SNA での「有形非生産資産(AN21)」と「無形非生産資産(AN22)」とから、2008SNA では「非生産資産(AN2)を電波スペクトルのような無形資産を一部含む「自然資産(AN21)」と「契約、リース、ライセンス(AN22)」項目とに分けている。

具体的な分類表は別添資料参照。

### 3. 我が国の現行分類

別添資料参照。

### 4. 今後の対応について

提言の趣旨を踏まえて、今後わが国の対応を検討。

(以上)

[1]

93SNAの報告(国際基準)

2	非金融資産 (AN)
3	生産資産 (AN1)
4	固定資産 (AN11)
5	有形固定資産 (AN111)
6	住宅 (AN1111)
7	住宅以外の建物 (AN1112)
8	非居住用建物 (AN11121)
9	その他の構築物 (AN11122)
10	機械・装置 (AN1113)
11	輸送機器 (AN11131)
12	その他の機械・装置 (AN11132)
13	育成資産 (AN1114)
14	家畜・樹木・家引用の家畜 (AN11141)
15	ふどり畜・果樹園・その他の畜産生産可能な資本プランター
16	無形固定資産 (AN112)
17	無形固定資産 (AN1121)
18	ソフトウェア (AN1122)
19	コンピュータ・ハードウェア (AN1123)
20	機械・装置・芸術作品の複製 (AN1124)
21	その他の無形固定資産 (AN1125)
22	
23	在庫 (AN12)
24	原材料及び燃料品 (AN121)
25	仕掛品 (AN122)
26	完成品の仕掛品 (AN1221)
27	その他の仕掛品 (AN1222)
28	製品 (AN123)
29	貯蔵品 (AN124)
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	

[2]

我が国の93SNA

2	非金融資産
3	(1) 生産資産
4	a. 有形固定資産
5	b. 住宅
6	b1. 住宅以外の建物
7	b2. その他の構築物
8	c. 機械・装置
9	c1. 輸送用機械
10	c2. その他の機械・装置
11	d. 育成資産
12	d1. 家畜・樹木・家引用の家畜
13	d2. ふどり畜・果樹園・その他の畜産生産可能な資本プランター
14	e. (除外)無形固定資産に係る消費税
15	e. 無形固定資産
16	e1. ソフトウェア
17	e2. (除外)無形固定資産に係る消費税
18	f. 在庫
19	f1. 原材料在庫
20	f2. 仕掛品在庫
21	f3. 完成品在庫
22	f4. 製品在庫
23	f5. 貯蔵品
24	g. 流通在庫
25	g1. (除外)無形固定資産に係る消費税
26	g2. (除外)無形固定資産に係る消費税
27	h. 有形非生産資産
28	a. 土地
29	a1. 宅地
30	a2. 耕地
31	b. その他の土地
32	b1. 地下資源
33	c. 漁獲
34	(参考)非金融資産(非金融法人企業及び一般部門のみ)
35	(参考)歴史的記念物(一般政府部門のみ)
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	

[3]

我が国の2008SNAへの対応(該当箇所説明用)

2	非金融資産
3	(1) 生産資産
4	a. 有形固定資産
5	b. 住宅
6	b1. 住宅以外の建物
7	b2. その他の構築物
8	c. 機械・装置
9	c1. 輸送用機械
10	c2. その他の機械・装置
11	d. 育成資産
12	d1. 家畜・樹木・家引用の家畜
13	d2. ふどり畜・果樹園・その他の畜産生産可能な資本プランター
14	e. (除外)無形固定資産に係る消費税
15	e. 無形固定資産
16	e1. ソフトウェア
17	e2. (除外)無形固定資産に係る消費税
18	f. 在庫
19	f1. 原材料在庫
20	f2. 仕掛品在庫
21	f3. 完成品在庫
22	f4. 製品在庫
23	f5. 貯蔵品
24	g. 流通在庫
25	g1. (除外)無形固定資産に係る消費税
26	g2. (除外)無形固定資産に係る消費税
27	h. 有形非生産資産
28	a. 土地
29	a1. 宅地
30	a2. 耕地
31	b. その他の土地
32	b1. 地下資源
33	c. 漁獲
34	(参考)非金融資産(非金融法人企業及び一般部門のみ)
35	(参考)歴史的記念物(一般政府部門のみ)
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	

[4]

2008SNA (93SNA Rev.1)の報告(国際基準)

2	非金融資産 (AN)
3	生産資産 (AN1)
4	固定資産 (AN11)
5	有形固定資産 (AN111)
6	住宅 (AN1111)
7	住宅以外の建物 (AN1112)
8	非居住用建物 (AN11121)
9	その他の構築物 (AN11122)
10	機械・装置 (AN1113)
11	輸送機器 (AN11131)
12	その他の機械・装置 (AN11132)
13	育成資産 (AN1114)
14	家畜・樹木・家引用の家畜 (AN11141)
15	ふどり畜・果樹園・その他の畜産生産可能な資本プランター
16	無形固定資産 (AN112)
17	無形固定資産 (AN1121)
18	ソフトウェア (AN1122)
19	コンピュータ・ハードウェア (AN1123)
20	機械・装置・芸術作品の複製 (AN1124)
21	その他の無形固定資産 (AN1125)
22	
23	在庫 (AN12)
24	原材料及び燃料品 (AN121)
25	仕掛品 (AN122)
26	完成品の仕掛品 (AN1221)
27	その他の仕掛品 (AN1222)
28	製品 (AN123)
29	貯蔵品 (AN124)
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	